

消費税率改定に伴う施設利用料などの改定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革の一環として、平成26年4月から消費税率が8%に改定されることになりました。これにともない、下記の施設の利用料などについて消費税相当額の改定を行うことといたしましたのでご注意ください。

詳しい内容につきましては、各担当課にお問い合わせください。

消費税の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

施設名													改定になるもの			担当課										
公民館（中央公民館・地区公民館） 総合文化施設（ペスタロッチ館） 上齋原文化センター 文化資源保存伝習館 B＆G海洋センター 文化スポーツセンター 鏡野町総合グラウンド 鏡野国民運動場（テニスコート） 鏡野屋内多目的運動場（かがみのドーム） 奥津町民体育館 奥津運動公園 上齋原屋内ゲートボール場 上齋原観光スポーツ施設 恩原高原グラウンドゴルフ場 富運動公園 スポーツロτζジかがみの 町有財産 地域情報通信施設 国保病院・診療所 道路占用 広報紙等 水道施設 下水道施設													会議室・ホール 等使用料			設備使用料		プール利用料		アリーナ等利用料					総務課	
													生涯学習課			総務課										
													くらし安全課			国保病院各診療所										
													建設課			総合政策室										
													上下水道課													

人権擁護委員が 委嘱されました

平成26年1月1日付けで法務大臣から人権擁護委員として委嘱されました。

*氏名 松坂 豊ミ

*住所 鏡野町上齋原

*任期 平成26年1月1日より3年間

*備考 新任

出店事業者を募集します

鏡野町国民健康保険病院

平成26年度より、病院薬局の待合所にてパンなどの食糧品、介護用品を販売してくださる事業者を募集します。

申込期限 平成26年2月14日（金）

詳細につきましては、病院事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ

鏡野町国民健康保険病院
電話(0868)54-0011